

(財)女性のためのアジア平和国民基金

第38回理事会

平成11年2月

平成 11 年 2 月 10 日
財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

三者懇談会次第

(1) 理事長あいさつ

(2) 外務省の説明
・韓国の事業について

(3) 質疑応答・意見交換

関係資料

三者懇談会

日時 平成11年2月10日(水) 18時30分
場所 アジア女性基金事務局 6階会議室

財団法人 女性のためのアジア平和国民基金

戦後補償実現！FAX速報 No. 252. 99. 1. 25.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 月 #E-mail cfrtyo@aol.com

■ポーランド強制労働被害者らが独政府に補償要求、近く提訴へ。ポ政府も独の対応批判

独「シュピーゲル」誌によれば、第2次大戦中ナチスの刑務所や強制収容所で強制労働させられたポーランド人21,844人がドイツ政府に対し1ヵ月当たり240ドルの未払い賃金と補償（総額14億3000万ドル）の支払いを求める書簡を送った。同グループのドイツ人弁護士デルター・ウィスゴット氏は、独政府が補償しない場合はすでに米国で行われているような訴訟をタイムラー・クライスラー社やシーメンス社相手に起こすことになると言明。独政府はすでに600億ドルの補償をナチスの犠牲者に支払っているが、民間企業での強制労働に対する補償は拒否している。この訴えに対し、シュレーダー首相は1991年の「ドイツ・ポーランド和解基金」（3億ドル）によって1人当たり平均300ドルの一時金が支払われていることを指摘し、請求を拒否した。ポーランドのジャナス・スタンチェック外務次官は12日外務委員会で「独政府は新基金設立問題で米国、イスラエル政府やユダヤ人組織とは勢力的に協議しているのに、ポーランド政府の協議への参加を排除している」と批判、「西側とのデリケートな政治問題」という枠に押さえ込もうとすれば中欧で反ユダヤ感情が高まる可能性がある」と警告した。ナチスによる奴隷労働被害者700万人の内約250万人がポーランド人で、現在も50万人以上の生存者がいるとみられる。独首相補佐官が今月末に米国とイスラエルを訪問し、両国政府と新基金の概要について協議する予定。

ポーランド人被害者はオーストリア政府と企業に対しても強制労働被害への補償を求める意向。ポーランドは1953年に第2次大戦中の被害への補償要求の放棄に合意しているが、80年代以降独への補償要求の声が高まってきている。(1/10・12AP)

■米大統領、ナチ戦争犯罪記録合同作業部会を設置

11日クリントン米大統領は米国に保管されているナチスによる戦争犯罪に関連する全資料を精査し、リストを作成し、可能な限り公表するための大統領府直属の合同作業部会を設置した。座長は合衆国公文書館館長で、コーエン国防長官、リノ司法長官、CIA長官、FBI長官、国立ホロコースト博物館館長、国務省歴史部長、ホルツマン前下院議員らがメンバー。任期は3年、1年以内に議会に報告を出す予定。(1/12R/T)

■スイス政府休眠口座所有者580人の氏名をインターネットで公表

18日スイス政府はスイスの銀行のユダヤ人などの休眠口座の所有者580人の氏名をインターネットを通じて公表した。これらの口座の総額は300万スイスフラン（約2億5千万円）で、1962年に持ち主不明との理由で「休眠基金」に移管し、スイスのユダヤ人団体や難民に分配したが、今回本人や関係者が名乗り出れば、利子を付けて返還する。(1/20朝)

■台湾立法院に再び未償還個人債務問題で対日要求決議案提出

5日台湾の立法院に台湾政府が日本政府に対し、元軍人・軍属らの軍事郵便貯金、郵政

年金、簡易保険、未償還債務の請求交渉を行うよう求める決議案が提出された。提案者は
錢達立法委員（新党）で、これらの債務に対し日本政府はすでに120倍での償還を行って
いるが、台湾側は平均して日本の公務員の半月分の給料にもならない少ない償還額に申請・
受取を拒否し、合理的な倍額での償還を求めている。決議案はまた、台湾政府に被害者団
体の軍人軍属遺族協会の活動を支援することも求めている。(1/6掲載)

■ピノチェト元大統領逮捕問題の英上院再審理始まる

ピノチェト元チリ大統領の不逮捕特権の可否をめぐる英上院上訴委員会の再審理が18日
始まった。この日は検察側の勅選弁護士が意見陳述した。首席判事のブラウンウィルキン
ソン卿は、チリ内政への影響など政治的な問題は判事団の関心外で、政治の問題に立ち入
らないよう検察・弁護団双方に要請した。判決期日は未定。(1/19載)

■「慰安婦」補償立法に向け弁護士グループら動き出す

関釜・下関判決を受けて関釜・フィリピン、オランダ、中国、在日、台湾の各「慰安婦」
弁護団が賛同・参加して22日「元「慰安婦」の補償立法を求める弁護団協議会」を結成し
たと同協議会暫定代表の藍谷邦雄弁護士（在日「慰安婦」弁護団）が同日開催された下記
公開フォーラムの席上で発表した。3月頃に第1次法案要綱を、8月に第2次法案要綱を
まとめる予定。一方、戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会（土屋公献会長）と「
慰安婦」問題の立法解決を求める会（同）は、「慰安婦」被害者に対する公式謝罪と賠償
のための法律の早期制定に関する請願署名運動を開始した。両会も賠償法案要綱を検討中。

■公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題 99」開く

22日弁護士会館で戦後補償問題を考える弁護士連絡協議会と戦後補償ネットワークが共
催して上記フォーラムが開かれ、120人が参加した。第1部では、高木善孝弁護士協事務局次
長が概況を報告した後、金成寿訴訟（谷直樹弁護士）、フィリピン「慰安婦」訴訟（横田
雄一弁護士）、連合国・オランダPOW訴訟（新美隆弁護士）、韓国・朝鮮人BC級戦犯
訴訟（今村嗣夫弁護士）、在日・援護法訴訟（金敬得弁護士）の判決と問題点について各
弁護団が報告した。ハーグ条約を争点にした3つの東京地裁判決については申恵手青山学
院大助教授がコメント、条約とその成立経過についての裁判所の理解に誤りが多いことな
どを指摘した。第2部では「外国人戦後補償法試案」（今村嗣夫弁護士）、「国籍離脱者
援護特例法案」（田中宏一橋大教授）、「慰安婦」賠償法案の取り組み（藍谷邦雄弁護士）
、真相究明のための法案の取り組み（土屋公献弁護士）の報告が行われた。

■目をそらさずに見て欲しい・・・毒ガス展in市川

1月27日（水）～31日（日）10:00-19:00(27日13:00から31日17:00まで)、市川市文化会館
展示室、参加協力券（含資料代）=700円（中高生300円）、主催=実行委T/F047-396-0553

■<案内>1/27対政府・新日鉄行動&日鉄裁判支援する会99旗びらき-裁判原告を迎えて

1月27日（水）12:30-新日鉄本社前行動・申し入れ（東京駅日本橋口）、15:00-法務省
申し入れ（霞ヶ関）、18:30-労働スクエア東京（八丁堀）、原告挨拶ほか、会費=千円、
主催=日本製鉄元徴用工裁判を支援する会T03-5210-9816、F03-3234-1006

【裁判情報】1月26日（火）13:00-日鉄大阪裁判第5回口頭弁論、大阪地裁202号

2月2日（火）13:30-中国人強制連行西松建設裁判第5回口頭弁論、広島地裁304号（原告
宋経亮さん本人尋問。終了後、弁護士会館5Fで報告集会。7:45西松建設前・11:00紙屋そご
う前ピラマキを予定。問合せ=支援する会T082-211-2441、F082-211-3331 足立法律事務所）

戦後補償実現！FAX速報 No. 253. 99. 2. 1.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 日 *E-mail cfrtyo@aol.com

■ドイツ政府、米国人ナチ強制収容者235人に補償へ。強制労働被害補償も本格交渉へ

1月15日APが報じたところによれば、アメリカ人の第2次大戦中のナチ強制収容所被害者235人がドイツ政府から1人3万ドル(約45万円)から25万ドル(約2875万円)の補償を受け取るようになった。総額は2300万ドル(約26億5千万円)で、1人当りの金額の違いは監禁された期間の長さによる。1995年に決着した40年に及ぶナチ強制収容被害者によるドイツ政府を相手取った集団訴訟は、原告が勝訴し、ドイツ政府は2100万ドルの支払いを命じられた。ニュージャージー在住の原告ら11人が補償金の配分を受けたことから米政府によるナチ強制収容被害者への補償問題の見直しが始まり、レノ司法長官は国内で同様な補償を受ける資格のある被害者の実態調査を命じ、委員会には1360件を超える申請が出された。この内、アウシュビッツなどの強制収容所での被害に対する請求のみを米国政府は認め、捕虜や強制労働被害者、強制収容所を出た後に渡米し米国市民権を得た者、ナチによってハンガリーやフランスの監獄に拘禁された米国市民からの請求は却下された。戦後、ドイツは欧州各国と2国間協定を結び、補償を行ってきたが、米国政府はドイツに対して補償請求をしてこなかった。条件の詳細が確定するまで内容は一切秘密にされているという。最終的な実施にはドイツ連邦議会の決定も必要。

一方、27日ドイツ政府は、強制労働被害者への補償問題を協議するためホンバハ首相府長官らの政府代表団が2月8日からワシントンを訪れ、米国のユダヤ人団体代表と協議すると発表した。ユダヤ人団体と本格的な交渉に入り、「できれば2月中旬までにこの問題を解決したい」とハイエ報道官は述べた。(1/28朝・刊)

■インドネシア元「兵補」「ロームシャ」が日本大使館に補償要求、デモ

混乱の続くインドネシアで第2次大戦中日本軍の「兵補」や「ロームシャ」として徴用されたインドネシア人約150人が当時の未払い賃金の支払いと補償を求めて26日ジャカルタの日本大使館前でデモを行った。1993年に結成された「ロカセダ」という被害者団体で、代表5人が大使館内で大使館員と交渉。1人月額千ドル、3年分3万6千ドルの個人補償を要求した。大使館側は1958年の賠償協定で解決済みと説明、要望は日本政府に伝達すると約束した。(1/27朝・刊)

■中国で「ラーベの日記」映画化。東史郎さんの日記も翻訳出版へ

映画「阿片戦争」や「芙蓉鏡」で有名な中国の代表的な映画監督謝晋氏が1937年に起きた「南京大虐殺」の実態を克明に記録したドイツ人ジョン・ラーベの日記（日本では講談社刊）を映画化するとこのほど南京で発表した。謝監督は記者会見で「日本人はこの本の出版を恐れていた」と日本の歴史認識を批判。南京市はラーベの当時の住居を永久保存することを決めている。また「赤いコリャン」に主演した著名な俳優姜文氏も監督兼主演

で「鬼子来了(侵略者がやって来た)」の撮影を開始した。(1/31朝)一方、昨年12月22日に「同僚兵士の記述に客観性がない」として東京高裁で訴えが退けられ話題を呼んだ東史郎さんの日記(本紙249号既報、日本では青木書店刊)が南京のある江蘇省の出版社から3月末に出版される。19日華僑向け通信社の中国新聞社が伝えたもので、昨年3月訪中した東さんが日記の出版権を中国側に譲渡、現在全文の翻訳が進められている。(1/20朝)

■米の2大学で戦争犯罪写真展と証言集会開催

19~22日米サイモン・フレーザー大学とプリティッシュ・コロンビア大学で日本政府に補償を求めている戦争犯罪被害者支援のための写真展と被害者の証言集会が開かれた。「南京レイプ」、「慰安婦」、「細菌戦」をテーマに、オランダ人被害者も証言した。(ICR'99)

■「慰安婦」各裁判の現況—控訴審と結審と—

昨年4月に山口地裁下関支部で一部勝訴判決のあった関釜裁判の控訴審第1回公判は2月23日(火)13:30-広島高裁304号と決まった。「関釜裁判を支える広島連絡会」(別記案内欄参照)や「関釜裁判を支える福山連絡会」なども新たに結成され、広島サイドの支援体制もつくられつつある。昨年10月に東京地裁で判決のあったフィリピン「慰安婦」訴訟の控訴審第1回公判も3月10日(水)15:30-東京高裁812号で、原告代表の意見陳述も予定。在日の「慰安婦」宋神道さんの裁判は2月19日(金)11:00-東京地裁103号で結審予定。

■「ロラたちのスケッチ展覧会」各地で巡回開催

フィリピン元「慰安婦」が日本の支援者らに寄せたスケッチ展が今年も各地で開かれる。2月11~14日10:00-17:00 藤沢市湘南台公民館ギャラリー(主催=戦後補償を考える湘南市民の会T0466-87-2925 観、<http://www.jca.ax.org/~hiroken/index.htm>でも案内)、2月26~28日10:00-21:00 スペース「のびらか」(三鷹、*ロラも来日予定。主催=三鷹・武蔵野スケッチ展実行委T0422-46-8590、F0422-48-4015)、3月2~3日長野(主催=「人民の力」)、6月4~6日横浜市女性協会・フォーラム横浜交流ラウンジ市民展示会場(桜木町ランドマークタワー-13F、主催=湘南市民の会)。各々実行委員、協力者、カンパ募集。巡回展の問合せ・開催申込は戦後補償実現市民基金までT03-3262-4971、F03-3237-0287(*必要経費は今のところ国内輸送費、ちらし印刷費程度)

■<案内>「性の歴史学」著者・藤目ゆきさんを招いて

2月6日(土)14:00-国立公民館3F講座室、軍隊「慰安婦」問題がなぜ今日まで尾をひいているのか・他、企画=くにたち「慰安婦」問題を考える会T/F042-576-4140(根本)

■<案内>あやまれ、そして、つぐなえ「関釜裁判」広島控訴審支援集会

2月6日(土)14:30-広島市西区文化センター3F大広間、講師=松岡澄子(関釜裁判を支援する会代表)、参加費=500円、連絡先=関釜裁判を支える広島連絡会T/F082-923-6318

【裁判情報】(*掲載希望は必ず開廷時間と法廷番号を明記の上FAXで編集部まで)

2月9日(火)15:00-日本钢管控訴審第6回公判、東京高裁813号

2月10日(水)14:00-731-南京虐殺・無差別爆撃補償請求訴訟(結審)東京地裁627号

2月15日(月)16:00-731部隊細菌戦訴訟第7回公判、東京地裁103号

2月17日(水)13:10-鹿島花岡控訴審、東京高裁812号

2月18日(木)10:00-香港軍票第27回公判(結審予定)、東京地裁626号

<資料紹介>1/22第2回公開フォーラム「戦後補償裁判の現況と今後の課題'99」(弁達協+戦後補償ネット共催)資料集(B4版44頁)、頒価500円(送料210円)、申込FAX03-3237-0287

戦後補償実現！FAX速報 No. 254. 99. 2. 7.

■編集・発行：戦後補償ネットワーク ■〒102-0072 東京都千代田区飯田橋4-5-16-301
■FAX: 03 (3237) 0287 ■TEL: 03 (3237) 0217
■受信料：月額1000円（切手可） ■郵便振替：00130-6-172084「戦後補償ネットワーク」
■銀行口座：東京三菱銀行飯田橋支店（普通）071-0151945 日 #E-mail cfrtyo@aol.com

■ナチ・アウシュビッツ収容所建設にドイツ銀行融資の事実が判明

2月4日ドイツ最大の金融機関ドイツ銀行が、「アウシュビッツ収容所の建設費用を融資していたことが判明した」と発表した。同行が歴史研究者に委託した調査で、建設に当たった複数の建築業者への融資の記録が発見された。同行は米国でホロコースト犠牲者・遺族の補償請求裁判で訴えられており、新証拠発見によって米バンカー・トラスト買収などのビジネスに支障をきたす可能性も出てきた。(2/6説)

■ハンガリーのナチ強制収容被害者6千人にドイツ政府が補償へ

昨年ハンガリーの首都ブダペストのビルの地下室から、戦争直後ナチ収容所から解放され、帰国したユダヤ系ハンガリー人の帰国証明書発行記録が発見され、その記録に記載のあった生存者約6千人がこのほどドイツ政府から補償（終身年金）を受けることになった。記録は国外追放ハンガリー在住ユダヤ人援助全国委員会が保管していたもので、6～8万人分。第2次大戦中にハンガリーに住んでいたユダヤ人100万人の内60万人以上がホロコーストで死亡したといわれる。ドイツは1998年に旧共産圏に居住していて補償措置を受けられなかった東欧のホロコースト被害者のために1億1100万米ドルの補償基金を設けた。ドイツ政府は生存者を約1万8千人と試算しているが、終身年金支払い申請に際しては、強制労働に従事したり、隠れていたのではなく、実際に強制収容所に収容されていたことを証明する証拠を求めている。しかし、半世紀以上も前の証拠の提出を求められても不可能な場合が多く、問題になっていた。今回は生存者の1人がふと記録の存在を思い出し、確認できたため、補償申請につながったという。(1/7AP)

■【計報】オランダ対日道義賠償請求財団会長ラブレーさん逝去

オランダ対日道義賠償請求財団（本部＝ハーグ）会長で補償請求裁判の原告だったシュールド・アルベルト・ラブレーさん（78歳）が4日亡くなった。昨年脳溢血で倒れ、病床にあった。ラブレーさんは1942年に日本軍の捕虜となりバンドン、バダビア、シンガポールなどに収容され、強制労働をさせられ、暴行を受けた。最近でも収容所での苛酷な体験がよみがえり、寝汗をかいて眠れないなどのトラウマにさいなまれていたという。ラブレーさんらの裁判は昨年11月に東京地裁で棄却され、現在東京高裁に控訴中。すでに裁判の原告8人の内2人が亡くなったことになる。(2/4月)

■米「市民自由法」10年の期限終了し、補償事務局閉鎖。中南米からの470人らは要求継続

5日に米政府司法省補償管理事務局は昨年8月の締切までに受付けた第2次大戦中の日系人強制収容被害者からの補償申請の事務を終了し、事務所は閉鎖された。1988年の「市民自由法」の10年の期限が経過したためだが、最終的に補償基金の不足が発覚し、昨年申請した中南米からの強制連行・収容された日系人ら約470人が書類不備などを理由に補償を

受けられない可能性がある。「正義のためのキャンペーン(CFJ)」は4日ロサンゼルスで記者会見し、連邦請求裁判所に訴えて、対象者全員に補償支払いを求めることを明らかにした。(2/6朝、編251号)

■ピノチェト再抗告審、結審。ベルギーでポルボト派幹部を「人道に対する罪」で告訴

英上院上訴委員会でのピノチェト元チリ大統領逮捕の有効性をめぐる再審理が4日終了し、全関係者の代理人が法廷での弁論を終えた。決定期日は未定で、ブラウンウィルキンソン裁判長は「決定にはしばらく時間がかかるだろう」と述べた。(2/5朝、朝刊) 一方、カンボジアでポルボト政権の虐殺の犠牲になったベルギー人の遺族17家族が、このほどベルギー検察当局に「人道に対する罪」などでキュー・サムファン元幹部会議長らポト派最高幹部3人を告訴した。予審判事が認めれば、ベルギーで訴追手続きが行われる。(2/7朝)

■厚生省、戦没者遺骨の身元確認にDNA鑑定導入へ。シベリア抑留・遺骨返還条件緩和

厚生省は、戦没者の遺骨の身元確認の手段としてDNA鑑定を実施する方向に検討に入った。早ければ年内から、1~10万円程度の鑑定費用は遺族負担だが、遺族の一部は公費負担を求めている。(1/30朝) 旧ソ連、モンゴルに強制抑留され、死亡した日本人約5万5千人の遺骨収集を実施してきた厚生省は、遺族への返還基準を緩和し、現地当局の埋葬記録などにより身元確認を従来より迅速に行えるよう改めることに決めた。これまで収集された9千柱以上の遺骨の内、遺族の手に戻ったのはわずか86柱だった。1月中に297柱の身元確認を決定し、3月中に引き渡す予定。(1/25朝)

■小淵首相3月20・21日訪韓へ。戦後補償実現めざし再び日韓市民の共同行動準備へ

小淵首相の訪韓日程が3月20・21日と内定した。日本の首相訪韓は3年ぶり、準備のために高村外相が2月10・11日ソウルを訪れる。昨年10月の金大中大統領訪日時に戦後補償実現を求めてキャンペーンを行った日韓の市民グループは、日韓市民連帯共同委員会を結成してキャンペーンを行う準備に入った。近く新しい宣言を出し、申し入れなどを行う。

■<案内>「ロラたちのスケッチ展」湘南台展&特製パンフレット完成

2月11日(木)~14日(日) 10:00-17:00 湘南台公民館ギャラリー(小田急「湘南台」下車3分)、主催=戦後補償を考える湘南市民の会T0466-87-2925(朝/夜)。三鷹展の実行委員会は16日(火) 19:30-三鷹駅前市民会館、20日(土) 13:00-「のびらか」、三鷹・武蔵野実行委T0422-46-8590、F0422-48-4015(昼)。スケッチ展の特製パンフレットも完成。ロラたちの絵や体験を紹介、昨年10月の川崎・新百合ヶ丘での「ロラたちの夕べ」のロラたちの発言や美術評論家・針生一郎さん、画家・高良真木さんの話も収録(B5版40頁)、1冊500円+送料210円。申込先=戦後補償実現市民基金T03-3262-4971、F03-3237-0287。

■<案内>「慰安婦」問題の早期解決を! 月例サイレント・デモ

2月17日(水) 11:30-参院議員会館前、13:00-議員に要請行動を予定。呼びかけ=「慰安婦」問題の立法解決を求める会T03-3262-6646、F03-3237-0287。

【裁判情報】(*掲載希望は必ず開廷時間と法廷番号を明記の上FAXで編集部まで)

- ◆2月17日(水) 13:10-鹿島花岡控訴審第4回公判、東京高裁812号、田中宏一橋大学教授証人尋問(7:45-鹿島本社前行動、12:40 傍聴券抽選、18:00 報告集会/シニアワーク東京)
- ◆2月18日(木) 10:00-香港軍票第27回公判(結審予定)、東京地裁626号
- ◆2月19日(金) 11:00-在日の「慰安婦」宋神道さん訴訟第21回口頭弁論(結審予定)、東京地裁812号(報告集会12:30-弁護士会館1006号、18:00-東京ウィメンズプラザ視聴覚室)

戦争被害等の真相究明調査会

の実現をめざす

市民・国会議員の集い

21世紀まであと2年。しかし、先の戦争を巡る論争は未だに決着がついていません。

そんな中、かつてない数の国会議員が参加して、ついに「恒久平和のために真相究明法の成立を目指す国会議員連盟（「恒久平和議連」）が発足しました。「恒久平和議連」は、歴史の事実を明らかにするため、立法により国会のもとに戦争被害についての調査会を設けることをめざして、活動を進めています。

このたび、この間の「恒久平和議連」の取り組みについて報告を聞き、国会での立法化に向けた努力を応援し、あわせて市民の要望を伝えるため、「戦争被害等の真相究明調査会の実現をめざす市民・国会議員の集い」を開催することになりました。

お問い合わせのうえ、ぜひご参加下さい。

■日時：2月25日（木）午後4時半～6時半

■場所：衆議院第2議員会館第一会議室

contents

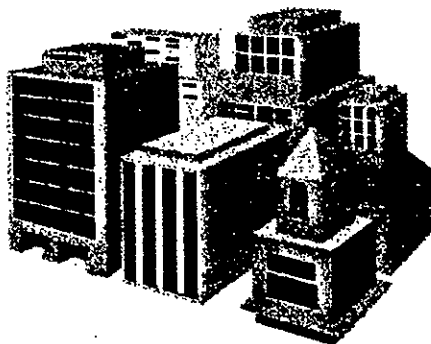
- 「恒久平和議連」発足の経過と現状の報告
- 各国会議員の挨拶
- 市民からの要望・提言 など

お問い合わせ

戦争被害調査会法を実現する市民会議 (TEL&FAX 03-3288-2560)
戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会 (TEL 03-3265-6071
FAX 03-3265-6076)

特集 戦争被害調査国会議員連盟発足

戦争被害調査のために 国会議員連盟が発足 いま問われる立法運動の力



戦争被害調査会法を実現する
市民会議事務局員 **朴在哲**

超党派の議員による恒久平和推進
「今年はいよいよ行きます」。新年のあいさつに出向いた筆者らに、田中甲斐議員(民主党)は開口一番こう語った。
田中議員は恒久平和推進の発足に奔走した中心メンバーであり、同連盟の幹事を務めている。同議員は、早い時期の法案提出にむけ、尽力する決意を筆者らに語った。
恒久平和推進は、最高顧問に土井たか子(社民党)、顧問に藤岡兵輔(自民党)、武村正義(さきがけ)、会長に浜田泰敬(公明)、鳩山由紀夫(民主)、各党の代表レベルをそろえている。また、参加している国会議員は、自民・自由・民主・公明・社民・共産・さきがけ各党にまたがり、その数は九九年一月現在、一〇二人に達している。

同連盟は規約でその目的を「先の大戦およびこれに先立つ今世紀の一定の時期においてわが国の行為によりもたらされた惨禍の事態を明らかにすることにより、その実態についてわが国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民との信頼関係の醸成を図り、もってわが国の国際社会に名譽ある地位の保持および恒久平和を実現すること」を掲げている。

の現実に資する(と)を目的とする」と明記している。

戦争責任・戦後補償問題に関連し、これだけの幅と広がりをもった国会議員連盟は、「台湾住民である戦没者の遺族等に対する弔慰金等に関する法律」(台湾人元日本兵への弔慰金支

給に関する法律)などを制定した「日韓議員連盟」(サハリン残留韓国人の一時帰国などを実現したサハリン残留韓国人・朝鮮人問題議員懇談会)以来であり、それらと比較しても、規約や目的を明確にした議員連盟という点で、より組織的にも強固なものといえる。

現在同連盟は、国立国会図書館内に新たに「恒久平和推進局」という部署を新設し、戦争にいたる経過と戦中の加害実態、戦後処理のあり方に関する問題などを調査するという法案(国立国会図書館法の一部を改正する法律案)(恒久平和調査局設置法案)、要綱別掲を軸に検討を進めている。

市民運動の動きかけ契機に

この恒久平和推進は当然のことながら突然できたわけではなく、その発足には、これまでもさまざまな議論と運動の積み重ねがあった。

九六年六月、本岡昭次議員ら二六人の参院議員によって「戦時性的強制被害者(筆者注:日本軍「慰安婦」の意)問題調査会設置法案」が初めて上程され

戦争「加害」究明は議員の手で



議員が立法

国会図書館法改正案
「戦時性的強制被害者(筆者注:日本軍「慰安婦」の意)問題調査会設置法案」が初めて上程され

98年6月17日付朝日新聞より

た。このときは、会期未だきりに上程されたため、国会で審議されぬまま廃案になったが、この動きは、立法運動を現実的な選択肢として認識させる大きな契機となった。
同年秋季に重点議題の一つとして歴史問題の重視を掲げて結党した民主(旧)は、田中議員らを中心に「恒久平和推進法(案)」(本誌九七年七月号参照)を準備し、九七年春の通常国会での提出をめざした。市民運動もこの動きに注目したが、民主党内の調整が思うようにいかず、国会への提出は見送られた。「女性のためのアジア平和国民基金」関係者が、事業に否定的な影響が出ることをおそれ横やりを入れたというのがその内幕であり、国会内の法案準備作業を見守っていた市民運動サイドは、大きな失望を味わった。
この経験から二つの反省点が認識された。一つは、市民運動のイニシアティブの必要性であり、もう一つは超党派の国会議員への働きかけの重要性である。
こうした絶括を踏まえ、市民運動は運動を再編し、九七年九月には台湾の元「慰安婦」に対する日本弁護士連合会の勧告を契機に、弁護士らを中心に「戦後処理の立法を求める法律家・有識者の会」(代表・土屋公敏)「求める会」が発足し、同年十月にはさまざまな戦後補償の課題にとりくんできた個人や、各地で右派の教科書記述削除の動きと闘ってきた人々を中心に、「戦争被害調査会法を実現する市民会議」(代表・西川重則、西野瑠美子(市民会議))が結成された。
「市民会議」は、「戦争被害などに関する真相究明調査会設置のための法律の早期制定に開

国立国会図書館法の一部を改正する法律案要綱

1998 (平成10) 年4月3日

- 第1 恒久平和調査局の設置**
 今次の大戦およびこれに先立つ今世紀の一定の時期においてわが国の関与によりもたらされた惨禍の実態を明らかにすることにより、その実態についてわが国民の認識を深めるとともに、アジア地域の諸国民をはじめとする世界の諸国民とわが国民との信頼関係の醸成を図り、もってわが国の国際社会における名誉ある地位の保持および恒久平和の実現に資するため、国立国会図書館内に恒久平和調査局と名づける一局をおくものとする。
- 第2 所掌事務等**
- 恒久平和調査局は、次に掲げる事項について調査するものとする。
 - 今次の大戦の原因の解明に資する事項
 - 1931 (昭和6) 年9月18日から1945 (昭和20) 年9月2日までの期間 (以下「戦前戦中期」という。) において政府または旧陸海軍の直接または間接の関与により労働者の確保のために内地人以外の者に対して行われた雇用その他これに類する行為およびこれらの行為の対象となった者の就労等の実態に関する事項
 - 戦前戦中期における旧陸海軍の直接または間接の関与による女性に対する組織的かつ継続的な性的な行為の強制 (以下「性的強制」という。) が行われた施設の種類、性的強制を行うことを目的として女性を集め、移送するために用いた方法、性的強制による被害の実情その他の性的強制の実態に関する事項
 - 戦前戦中期における旧陸海軍の直接または間接の関与により行われた生物兵器および化学兵器の開発、生産、貯蔵、配備、遺棄、廃棄および使用の実態に関する事項
 - 口から二までに掲げるものの他、戦前戦中期において政府または旧陸海軍の直接または間接の関与による非人道的な行為により内地人以外の者の生命、身体または財産に生じた損害の実態に関する事項
 - 戦前戦中期における戦争の結果生命、身体または財産に生じた損害について当該損害が生じた者に対しわが国がとった措置および当該損害に關しわが国が締結した条約その他の国際約束に関する事項
 - 国立国会図書館長 (以下「館長」という。) は、1に掲げる事項につき調査を終えたときは、その結果を国会に報告するものとする。また、毎年、調査中の事項について国会に中間報告するものとする。
 - 恒久平和調査局は、1の調査および2の報告を行うにあたっては、関係人の名誉を害することのないよう十分に配慮しなければならないものとする。
- 第3 資料提出その他の協力等**
- 関係行政機関の長は、館長の求めに応じて、資料の提出その他の協力をしなければならないものとする。
 - 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するため必要があると認めるときは、関係地方公共団体の長に対して、資料の提出その他の必要な協力を求めることができるものとする。
 - 館長は、恒久平和調査局の所掌事務を遂行するためにとくに必要があると認めるときは、第2の1に掲げる事項について学識または経験のある者その他の1および2に規定する者以外の者 (国外にいる関係人を含む。) に対しても、必要な協力を依頼することができるものとする。
- 第4 施行期日等**
- この法律は、〇〇〇から施行するものとする。
 - その他所要の改正を行うものとする。

する一〇〇万人署名運動) をスタート、九八年五月には求める会と署名文案を統一して合同のとりくみとし、九八年十二月現在、「市民会議」サイドだけで一五四人の紹介議員を通じて衆参両院議員に提出した。

さらに、阿市民団体が九八年五月に国会内集會を開き、出席した国会議員に調査会の実現を訴えた。この集會には、平日の日中にもかかわらず、予想以上に多くの市民が集まり、調査会にむけた関心の高さを参席した国会議員に実感させた。この集會が大きな転換点となり、田中議員らが中心になって各議員を説得・勧誘し、議員連盟設立の運びとなったのである。

公開されない公文書

周知の通り、戦後五十年を前後して歴史認識をめぐる論争が激しさを増してきている。とくに、「昨年から中学校の歴史教科書に『慰安婦』の記述が登場してからは、右派勢力は危機感を強め、『慰安婦』は南支那大陸に属する中国人のつくりだしたなどという主張を、徳面もなく叫んでいる。しかし、従軍慰安所、保中隊が喝えできたという主張が、戦後世代にも浸透し、疑念をある程度持っているのが最近の特徴であり、それだけ状況は危険になってきている。

各自治体での『慰安婦』記述削除の動きは全国におよび、戦争に行きましますか? それとも日本人やめましますか? と書きをつけた小林よしりの氏のコミック『戦争論』は、若い世代を中心に五三万部を売り上げている。これに対し、歴史の事実を直視し、『慰安婦』などの記述の

削除に反対するとりくみも全国各地で行なわれている。まさに、歴史認識をめぐる世論が二分されているのが現状だ。

しかし、認識のほどとなる事実については、はたしてどこまで解明されているのだろうか。関係者の証言ならんで重要視される公文書については、いまだに多くが公表されていない。九四年十一月六日付の毎日新聞東京版によると、戦前戦後の旧内務省関係の文書は積み上げるに約二万メートル分ものほるといふ。こうした資料のほとんどは、官邸のサーバーで公表はおろか整理・分類さえされていないという。

かつて九三年に『慰安婦』問題について日本政府が調査を行った際、担当部局であった内閣府が調査の審議官は、資料があつたら提出してほしいと各官庁に要請したが、『ない』といわれたらそれまでだ。情報関係で行なっている原因の一つといえる。法的権限に基づいて公官庁から資料提出を義務づけることは真相究明にとって不可欠なのだ。

また、戦争被害者の個人補償問題についても、『慰安婦』問題などをめぐる日本国民一般の認識は揺れ動いている。連行過程での物理的な強制性の有無のみを強調し、その性奴隷としての本質をばかそうとする右派勢力の宣伝はある程度効果を奏している。こうした状況

では、最低限公文書の全面開示を通じた事実の掘り起こしが必要であり、被害者の証言などとあわせて全体像が把握され、国家責任が日本国民全体に認識されるようになって、ようやく公式謝罪と個人補償のための立法運動の条件が整ってくるといえるだろう。

恒久平和調査局設置法案の検討

現在検討されている恒久平和調査局設置法案とは、どのようなものだろうか。

当初、調査を担当する恒久平和調査会は総理府の下におかれるというのが原案だった。しかし、この方式にした場合、必ず事務局に官僚が入り込み、行政による調査会になってしまふ可能性があるため、国会の機関の下である国会図書館に調査局を新設する方式にしたと説明されている。

調査の時間的な範囲は、一九三二年九月十八日 (満州事変) から四五年九月二日 (降伏文書調印) までの期間とされている。また調査の対象は、「今次の大戦の原因の解明に資する事項」を筆頭に、強制連行・徴用問題や日本軍『慰安婦』問題、化学・生物兵器の開発・貯蔵・遺棄に関する問題などが具体的なものとしてあげられており、その他非人道的な行為としてあげられている。さらに、戦後処理のあり方も調査の対象とされている。

調査主体となる国会図書館長は、調査の中間報告と最終結果を国会に報告する他、各行政機関への協力を要請する権限が与えられ、民間人に対しても協力を依頼することができるものとされている。

これまでの議論や、市民運動サイドの要望

もかなりとり入れられた形だが、依然として不十分・不透明なものが多い。昨期の範囲に... 例えは朝鮮植民地支配など「満州事変」以前の歴史、戦後生じた問題(日ロ紛争)とされたり、シベリアに抑留された旧植民地出身者の問題(など)は扱われるのか。また、軍票問題や未払い債権など具体的には明記されていない被害類型についてはどう扱われるのか。各の国会図書館という専門機関にデータを預けた場合、調査の公開性や、これら民間の研究成果の蓄積などの程度保証、反映されるのか、当事者からのヒアリングなどはどうなるのかなど、まだまだ不透明な点が多く細部にわたって市民運動ネットワークによる検討が求められるべきだ。

法の成立現実的課題

今年、昨年も増して歴史認識をめぐる議論が高まる(と)が予想される。歴史教科書「東京事件」などを巡る現行教科書に異議を唱える「新しい歴史教科書をつくる会」は、いよいよネット版教科書「国民の歴史」を七月に発行する予定であり、これに合わせ、右派・保守派によるシンポジウムやイベントなどが各地で開催され、一層言論の自由と表現の自由を「とどめ」にしようとする動きがある。そして彼らがすでにインターネット上で、昨年は、二〇〇〇年ともいわれつつある天幕の降

国防問題(対露外交)であるといわれている。こうした動きに対し、一層公的な調査によって歴史の事実を明らかにせよという声を高めていかねばならない。

一方国会内では、恒久平和推進が恒久平和調査局設置法案について衆院法制局からのヒアリングや、国会図書館長との懇談を行なうなど、法案についての検討を急ピッチで進めている。法案を締結した後は、各党の合意をとりつけ、上程のタイミングを見るといって運びになる。

問われる運動力量

こうした中、市民運動の側も具体的な課題として法案の成立を考へるべき状況にある。市民運動の課題は、まず第一に、法案作成過程への参画だ。憲法制定以後の動きを見ると、国会内での参画に比べて市民運動サイドの法案についての検討が必ずしも進んでいない。

はいえない。様々な戦争責任戦後補償の課題にとりくむグループが、それぞれの課題が法案の中でどのように位置づけられているのかを把握し、それぞれの要望や意見を整理し、提言としてまとめていく必要がある。

次に、それらを推進での協議に盛り込ませていくためには、まとまりのある働きかけが必要になる。個別分散的な働きかけでは、国会に対する発言力は必ずしも低下するだろう。これまで市民運動が苦手としてきた運動のまとまりを早急につくりあげ、議院を支援・牽引する政治勢力として参画していかねばならない。その可否は、法案の成立を左右するだけでなく、現在活発にとりくまれている個人補償を実現するための立法運動の資金ともなるだろう。

第三に、広範な世論の喚起が重要な課題だ。とくに、こうした運動に関心をもつ人々だけでなく、戦争責任・戦後補償の問題について従来ほど関心をもちなかつた大多数の人々の働きかけが課題だ。自由主義史観派や「新しい歴史教科書をつくる会」などは、戦後世代の中間派を擁護しつつ、圧倒的な宣伝力や人々の関心を集めている。こうした動きに対し、また明らかにされていない事実を公表するよう求めることは、十分な説得力をもつ。そして保守派に吸収されつつある人々にも、この課題への支持を広げていかなければならない。世論の広がりは、地方議員、国会議員にも影響を与えよう。

戦後補償関連法案・提案の経過

- ①「日本国との平和条約に基づき日本の国籍を離脱した者等の戦傷病者戦没者遺族等援護に関する特例法」案 (田中宏一補大教授、金敬得弁護士ら作成、94年12月1日)
 - ②「外国人戦後補償法」草案 (戦後補償立法を準備する弁護士の会作成、95年3月2日)
 - ③「戦後補償基本法案」案 (浦部弦徳神戸大教授、中北龍太郎弁護士ら作成、95年8月12日)
 - ④「従軍『慰安婦』被害者個人賠償法」案 (戸塚悦朗弁護士作成、95年9月30日)
 - ⑤「戦時性的強制被害者問題調査会法」案 (本間昭次参院議員ら提案、98年6月13日、参院提出・審議未了で廃案)
 - ⑥「真相究明調査会法」案 (戦後50年問題調査会の設置を求める会案とめ、98年12月)
 - ⑦「国立国会図書館法の一部を改正する法律案」(田中甲東院議員作成、98年4月3日)
 - ⑧「『慰安婦』賠償法」案 (豊谷邦雄弁護士ら「弁護団協議会」作成、99年1月22日)
- (まとめ・戦後補償ネットワーク事務局)

せならば、右派が国会議員の地元を掃きおって要求を押し込んでおり、こうした動きに対抗する市民運動が必要だからだ。

また、「市民会議」は、各キー・ステーションを通じて全国から寄せられる調査会法成立を求める請願署名を各選挙区ごとに整理し、当該選挙区に出向して提出するなどの活動を展開してきた。お上議員は、地元選挙区民の意向を無視するわけにはいかないからである。